

<報道発表資料>

令和3年6月2日

県立高等学校教員の教員免許状の失効による失職について

西部地区の県立高等学校の教諭が、教員免許状の有効期限を誤認し、申請期限までに免許更新の手続を行わなかったため、令和3年3月31日をもって教員免許状が失効し、同日に遡って失職となりました。

1 判明の経緯

当該元教諭が、令和3年5月中旬に更新講習の受講申込手続を進める中で、昨年度配布を受けた所有免許状に関する資料に記載されている、自身の教員免許状の有効期限が令和3年3月31日となっていることに気付き、発覚したものである。

2 免許失効の原因

当該元教諭が、自身の所持する免許状の有効期限が令和4年3月31日と誤認していたため。

3 今後の対応

- (1) 全県立学校において教員免許状の有効期限について緊急点検を実施し、その他の教員免許状失効事案がないことを確認した。
- (2) 県内市町村立学校においては、現在、緊急点検を実施中である。
- (3) 当該校においては、校長が生徒及び保護者に対し状況を説明する。